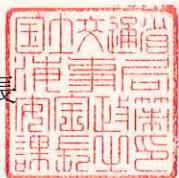


国海安第174号
平成31年1月9日

一般社団法人日本旅客船協会会長 殿

国土交通省海事局安全政策課長



海上交通における飲酒による当直の禁止の徹底について

今般、旅客船において、責任ある船員が酒気帯びが疑われる状態で当直につき、この間に桟橋に衝突する事故が発生しました。

飲酒した状態での当直、操船等業務の実施が航行の安全にとり危険であることは論を待たないところであり、下記につきまして、貴団体傘下事業者に対して周知徹底等をお願いいたします。

記

船員法等関係法令に基づき、呼気1リットル中のアルコール濃度0.15mg以上の状態における当直の禁止を厳守すること。このため、アルコール検知器を備えている船舶については、当直前に検知器を用いて確認すること。